

議案第101号

飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例及び飛騨市乳用牛導入基金条例の
一部を改正する条例について

飛騨市繁殖雌牛導入基金条例及び飛騨市乳用牛導入基金条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月6日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

基金の被貸与者の損害賠償義務等を定めるための改正

飛驒市肉用繁殖雌牛導入基金条例及び飛驒市乳用牛導入基金条例の一部を改正する条例

(飛驒市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部改正)

第1条 飛驒市肉用繁殖雌牛導入基金条例（平成25年飛驒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(損害賠償義務等)

第6条 前条に規定する繁殖雌牛の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、当該繁殖雌牛に盗難、失踪、死亡その他飼養の継続が困難と認められる重大な事故等（以下「事故等」という。）が生じ、当該事故等が被貸与者の責めに帰すべき事由によると認められる場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による損害の賠償は、当該繁殖雌牛の購入相当額を市に納付することによって行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する事故等が次の各号のいずれかにより生じたと認める場合は、前項に規定する損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第17条の規定による殺処分
- (2) 天災又はこれに類する災害に基づく事故等
- (3) 飼養管理の欠陥によらない繁殖上の障害
- (4) その他市長が特に認めた場合

(飛驒市乳用牛導入基金条例の一部改正)

第2条 飛驒市乳用牛導入基金条例（平成28年飛驒市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(損害賠償義務等)

第6条 前条に規定する乳用牛の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）

は、当該乳用牛に盗難、失踪、死亡その他飼養の継続が困難と認められる重大な事故等（以下「事故等」という。）が生じ、当該事故等が被貸与者の責めに帰すべき事由によると認められる場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による損害の賠償は、当該乳用牛の購入相当額を市に納付することによって行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する事故等が次の各号のいずれかにより生じたと認められる場合は、前項に規定する損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第17条の規定による殺処分
- (2) 天災又はこれに類する災害に基づく事故等
- (3) 飼養管理の欠陥によらない繁殖上の障害
- (4) その他市長が特に認めた場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以下 略

替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以下 略

(第2条) 飛驒市乳用牛導入基金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第5条 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(繰替運用)</p> <p>第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り</p>	<p>第1条～第5条 略 (<u>損害賠償義務等</u>)</p> <p>第6条 <u>前条に規定する乳用牛の貸与を受けた者</u>（以下「<u>被貸与者</u>」<u>という。</u>）は、<u>当該乳用牛に盗難、失踪、死亡その他飼養の継続が困難と認められる重大な事故等</u>（以下「<u>事故等</u>」<u>という。</u>）が生じ、<u>当該事故等が被貸与者の責めに帰すべき事由によると認められる場合は、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による損害の賠償は、当該乳用牛の購入相当額を市に納付することによって行うものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項に規定する事故等が次の各号のいずれかにより生じたと認める場合は、前項に規定する損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第17条の規定による殺処分</u></p> <p><u>(2) 天災又はこれに類する災害に基づく事故等</u></p> <p><u>(3) 飼養管理の欠陥によらない繁殖上の障害</u></p> <p><u>(4) その他市長が特に認めた場合</u></p> <p>(繰替運用)</p> <p>第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り</p>

替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以下 略

替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例及び飛騨市乳用牛導入基金条例の一部を改正する条例について																			
担当部	農林部																			
提案理由	基金の被貸与者の損害賠償義務等を定めるための改正																			
制定改廃の根拠等	市独自の改正																			
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>現在、各条例の施行規則に定められている基金被貸与者の事故等に伴う損害賠償義務等について、条例制定事項である免除要件を条例中に明確に規定するため、関係条例を改正するもの。</p> <p>【対象となる条例】</p> <p>(1) 飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例 (2) 飛騨市乳用牛導入基金条例</p> <p>【改正の内容】</p> <p>損害賠償義務、損害賠償の方法及び損害賠償義務の免除規定を条例に加える。(上記条例(1)及び(2)の改正後の第6条関係)</p>																			
市民への影響等	<p>現状での損害賠償の該当はなし</p> <p>(参考：肉用繁殖雌牛及び乳用牛の貸与実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>肉用繁殖雌牛</th> <th>乳用牛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度以前</td> <td>4戸、25頭、15,551千円</td> <td>2戸、27頭、14,790千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2戸、4頭、2,149千円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1戸、3頭、2,650千円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1戸、2頭、1,434千円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>うち貸付残高</td> <td>3戸、15頭、10,174千円</td> <td>2戸、18頭、3,852千円</td> </tr> </tbody> </table>		年度	肉用繁殖雌牛	乳用牛	令和元年度以前	4戸、25頭、15,551千円	2戸、27頭、14,790千円	令和2年度	2戸、4頭、2,149千円	なし	令和3年度	1戸、3頭、2,650千円	なし	令和4年度	1戸、2頭、1,434千円	なし	うち貸付残高	3戸、15頭、10,174千円	2戸、18頭、3,852千円
年度	肉用繁殖雌牛	乳用牛																		
令和元年度以前	4戸、25頭、15,551千円	2戸、27頭、14,790千円																		
令和2年度	2戸、4頭、2,149千円	なし																		
令和3年度	1戸、3頭、2,650千円	なし																		
令和4年度	1戸、2頭、1,434千円	なし																		
うち貸付残高	3戸、15頭、10,174千円	2戸、18頭、3,852千円																		
施行日	公布の日																			
備考																				